

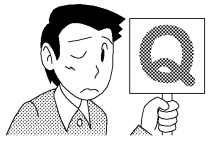
三十代の会社員。職場に「マンションに投資しませんか」「お会いして詳しく説明したい」といった勧誘電話が頻繁にかかり、仕事に支障が出ることもある。やめさせる方法はないだろうか。

しつこい勧誘電話、仕事の邪魔

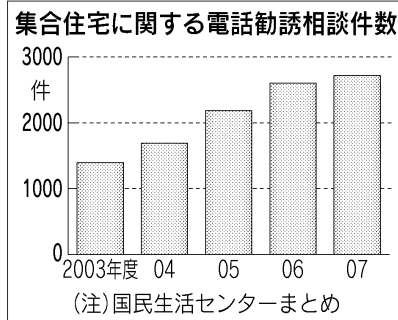
夫「忙しい時に限って電話が来るんだよな」
妻「どこで勤務先の電話番号が分かったのかしら」

国民生活センターによると、マンションなど集合住宅の電話勧誘販売に関する相談は増えており、昨年度は二千七百六十六件と四年で約二倍に達している。相談内容は、「断っても何度も電話が続く」「会ってほしいと迫ってくる」などしつこい勧誘に関するものが目立つ。中には「業者が所有している名簿からの削除を依頼したが、へらへらして態度が悪い」など、個人情報取り扱いに不安もある。東京都内の男性会社員(37)

「職場には同僚への電話や新しい取引先からの電話の可能性もあるため、知らない人からの電話でもむやみに切れない」という男性は「ただの電話勧誘は仕事の邪魔。なんとかならないか」と知り合いの弁護士に相談



かけさせない方法は



「職場には同僚への電話や新しい取引先からの電話の可能性もあるため、知らない人からの電話でもむやみに切れない」という男性は「ただの電話勧誘は仕事の邪魔。なんとかならないか」と知り合いの弁護士に相談

することにした。

夫「業者に電話をかけさせない方法はないか」
弁護士「断ってもやめなければ行政指導もあります」

しつこい電話勧誘は仕事や私生活に影響を及ぼすこともある。消費者問題などに詳しい高橋修弁護士(大阪弁護士会)は「不動産投資の勧誘ならば、宅地建物取引業法の施行規則で禁止している迷惑行為に該当する可能性がある」と指摘する。そのため電話に対しては「購入する意思はないので、二度と電話をかけないように」と断ることが必要

未公開株の電話勧誘販売に使われたマニュアル

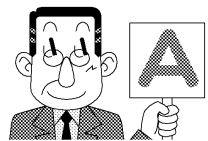
〇〇さんいらっしゃいますか? △△さんいらっしゃいますか?
私の口口と申します。

本日は電話致し誠にありがとうございます。
2007年秋、株式公開に際し、(株)〇〇(〇〇)に
今回その種取柄の資料をお送りいたします。
〇〇さんにお知らせの件につきまして、
(頂いたお返事は誠にありがとうございます。)

この会社はドロマ体鉱石を採掘し、水質浄化や化粧品、
健康食品、医薬品などに幅広く活用される鉱物資源で、
水加工、製造、販売しています。
2007年秋に東証マザーズに上場予定。1株35万円。
公募総額60万円、初値予想は30万円以上です。

取引組む。取引組まないと別して(資産運用の一種として)
詳しい資料をご覧になって、前向きにご検討下さい。

弁護士さん 相談です!



続くなら行政指導も

か」と勧める。

例えば東京都は二〇〇六年七月、「都が認可している宅建業者から勤務先に勧誘電話がかかって迷惑を被っている」という男性からの相談を受け、すぐに所管する都市整備局の不動産課が業者に連絡して事実を確認。「名簿などからの個人情報の削除と勤務中など相手の迷惑を考慮しない不当な電話勧誘などの営業活動をしていないよう是正指導した」と(東京都)という。不動産取引法では、法律の指定商品について契約を締結しない意思表示をした人に勧誘を続けたり、再び勧誘の電話をかけたことを禁止している。

夫「勤務先など個人情報の流出も止めたい」
弁護士「第三者への提供の停止を求められます」

個人情報保護法に詳しい三宅弘弁護士は「大学の卒業名簿など、五千件を超える個人情報データベースを事業に利用している場合、本人から個人データの開示を求められた時には、開示する義務がある」と説明する。

同法では、本人の同意を得なければ第三者にデータを提供できない。消費者は電話をかけてきた業者に対し、個人情報保護法に基づき、どのようなデータを持っているか確認できる。電話勧誘自体をやめさせることはできないが、「個人データの第

三者への提供は認めない」と伝えれば、流出は止められる。事業者が名簿をどこから入手したのかについて、明らかにしなければならぬ規定はない。しかし三宅弁護士は「法律は」事業者者に苦情に対して迅速に対応することを求めている。入手方法に関する疑問を伝えて、できる限り答えてもらうべきだ」という。

入手元が分かれば、入手元に対しても第三者への提供停止を要求できる。第三者への提供を目的とする名簿業者などは、一定の条件を満たせば、本人の同意がなくても情報提供できるが、本人からの求めがあれば、停止しなければならぬ。応じない場合は個人情報保護法に基づき、個人データ利用の停止と削除を求める。三宅弁護士は「情報流出を最小限に抑えられ、知らない会社からの電話勧誘やダイレクトメールを減らすことができる」とアドバイスしている。(前村聡)

豆知識 // 特定商取引法、保護拡大へ改正案

特定商取引法は、政令で電話勧誘販売や通信販売、訪問販売で規制の対象となる商品や権利、サービスを指定している。このうち指定商品は58品目。時計や真珠、金などの貴金属類から、工具、寝具、洗剤、みそやしょうゆといった日用品まで含まれている。

違法行為には業務停止命令などを出せるが、被害が起きてから指定商品に追加するなど規制が遅れる例も目立つ。このため政府は、消費者保護の観点から品目指定を原則撤廃し、逆に規制対象外の商品を規定する改正法案を今国会に提出している。